

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県二級建築士免許等手数料条例（平成12年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「18,000円」を「19,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沖縄県二級建築士免許等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

建築士法の一部改正により委託者等の請求に応じて建築士免許証等を提示することが義務付けられたことを踏まえ、建築士免許証を本人確認が容易な写真付きカード型へ切り替えることに伴い、二級建築士又は木造建築士免許手数料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。